

6. 日本高血圧学会認定高血圧専門医制度 専門医の認定更新に関する細則

2009年4月1日施行
2016年1月15日 一部改訂
2016年9月28日 一部改訂
2017年5月12日 一部改訂
2018年7月22日 一部改訂
2018年8月20日 一部改訂
2018年12月23日 一部改訂
2021年12月19日 一部改訂
2022年10月9日 一部改訂
2024年11月26日 一部改訂
2025年8月12日 一部改訂

I. 専門医の認定更新をしようとする者は次の書類を最終年度（5年目）の10月31日までに専門医制度委員会に提出するものとする。

1. 更新申請条件

- ① 内科認定医または内科専門医であること。
- ② 継続して本学会会員であること。
- ③ 年会費の未納がないこと。
- ④ 更新認定料 20,000 円を納入すること。
- ⑤ 専門医認定から更新申請時までに学術活動に関する単位合計 50 単位（うち 25 単位以上は本会の企画または本会機関誌への論文掲載によるもの、うち 2 単位は医療安全に関する研修（1 単位）・医療倫理に関する研修（1 単位）によるもの）以上取得すること。
- ⑥ 認定から最終年度の10月31日までに診療実績 20 症例を有する者。（註1）

2. 専門医更新申請書 1 および 2 の提出

3. 日本国内科学会認定内科医または総合内科専門医、または日本内科学会および日本専門医機構認定内科専門医の認定証の写し ※申請時に認定期間が含まれているもの。

4. 非喫煙者であることの誓約書

* 更新申請の時点で、学術活動に関する単位数が 50 単位に満たない場合は、不足単位に関する取得見込みの予定表を付して、更新申請書を提出することができるが、最終年度（5年目）の最終日（3月31日）までにその単位を取得したことを証明する資料を提出しなければならない。

II. 認定更新に必要な 5 年間に取得すべき総単位数は 50 単位とし、そのうち 25 単位以上は本会の企画した学術集会（日本高血圧学会学術集会）および教育企画などへの参加、または本学会機関誌等への論文掲載により取得したものとする。なお、取得単位は次の更新期間への繰り越しは認めないものとする。また、うち 2 単位は医療安全・医療倫理に関する研修によるものとする。医療安全・医療倫理に関する研修は各 1 単位を取得単位の上限とし、重複取得されたものは 50 単位に認められない。

1. 学術集会および教育的企画への参加の場合

- (1) 日本高血圧学会年次学術集会への参加は 10 単位。

- (2) 日本高血圧学会臨床高血圧フォーラムへの参加 8 単位
- (3) 国際高血圧学会への参加は 10 単位。
- (4) 日本医学会総会への参加は 5 単位。
- (5) 日本医学会加盟およびそれに準ずる学会の年次学術集会で本学会の認めるものへの参加は 3 単位。なお該当の学会は別に本学会専門医制度委員会の内規で定めるものとする。 (註 2)
- (6) 高血圧学に関する国際会議で専門医制度委員会の認めたものへの参加は 5 単位。なお該当の学会は別に本学会専門医制度委員会の内規で定めるものとする。 (註 3)
- (7) 国内で定期または不定期に開催される(1)～(5)以外の学術集会・学術講演会への参加については高血圧学領域の講演会・研究会であり、卒後教育上有用と思われ、プログラムが事前に公表され、半日以上にわたるマルチセッション形式を整えているものに限り、1～2 単位とする。
なお該当のものは別に本学会専門医制度委員会の内規に定めるものとする。
- (8) 関連学会が高血圧専門医に適したプログラムを企画した場合、事前審査により単位を付与することが出来る。取得単位数は時間や内容を勘案してその都度、決定する。

* 参加を証明できるものを提出する（通し番号のついた参加証のコピー）。

2. 医療安全・医療倫理に関する研修によるもの

学術集会や教育的企画開催時の「医療安全・医療倫理に関する講演会」への参加などで取得する。本学会主催に限定せず、他学会・日本医師会主催、または日本専門医機構認定のものも認めるものとする。いずれも参加を証明できるものを提出する。

3. 論文発表の場合

- (1) 本学会機関誌 (Hypertens Res) の掲載論文〔原著〕については、筆頭者のみ 10 単位。
- (2) 高血圧学に関する他誌への掲載論文については、本学会専門医制度委員会の内規で定めるものとする。単位は(1)に準ずる。 (註 4)

* 当該部分の別冊またはコピーを提出する。

4. 「日本医師会 かかりつけ医 診療データベース研究事業 (J-DOME) 」～症例登録の場合

高血圧症例、高血圧・糖尿病合併症例の合計登録数が

- (1) 10～19 症例の登録に対しては、10 単位。
- (2) 20 症例以上に対しては、15 単位。

* 登録を証明できるものを提出する (J-DOME システムの「症例一覧画面」のコピー)

5. 高血圧専門医試験の実施に協力した場合

- (1) 各年度の高血圧専門医試験問題原案作成者は、5 単位。

III. 専門医を受けてから更新までの 5 年間で取得した単位が、所定の単位数に満たない場合は、1 年間に限り所定の申請書により専門医更新の保留を申し出て所定単位を取得後に更新の申請をす

ることができる。保留期間中は、日本高血圧学会認定、高血圧専門医を呼称することはできない。保留期間終了後は、専門医更新の申請をすることはできない。

また、妊娠・出産・育児、長期の病気療養、研究のための海外留学、医療安全管理責任者（専従）の就任等、止むを得ない事情の場合は、それを証明する書類を添付して、1年単位での認定期間の延長を申請することができる。延長申請する者は、1年につき延長認定料5,000円を納入しなければならない。

（註1）診療実績

20症例（本態性高血圧15症例、二次性高血圧5症例、入院、外来を問わない）に高血圧専門医として診療に関わっている実績の誓約書（専門医更新申請書類2）

（註2）本規定II. 1. (5)にある日本医学会加盟およびそれに準ずる学会の年次学術集会で本学会の認めるものは次の通りとなる。日本内科学会、日本循環器学会、日本内分泌学会、日本心臓病学会、日本糖尿病学会、日本腎臓学会、日本脈管学会、日本成人病（生活習慣病）学会、日本動脈硬化学会、日本脳卒中学会、日本心血管内分泌代謝学会、日本透析医学会、日本老年医学会、日本神経学会、日本循環器病予防学会、高血圧関連疾患モデル学会、日本妊娠高血圧学会、日本脳血管・認知症学会、日本心血管インターベンション治療学会

（註3）本規定II. 1. (6)にある高血圧に関する国際会議で専門医制度委員会の認めるものは次の通りとなる。

American Heart Association, European Society of Hypertension, European Society of Cardiology, American Society of Hypertension, AHA Council for High Blood Pressure Research, Asian Pacific Society of Hypertension, 日・中・韓合同シンポジウム

（註4）本規定II. 2. (2)にある他誌とは次の通りとなる。

1. （註2）で定める学会の学術雑誌

2. Journal of Hypertension, Journal of American Society of Hypertension

American Journal of Hypertension, Clinical and Experimental Hypertension

Journal of Clinical Hypertension, Journal of Human Hypertension, Blood Pressure

3. 上記以外の和文、欧文誌については、専門医制度委員会で審議する。

認定更新に必要な50単位：そのうち25単位以上は本学会の企画した学術集会および教育企画への参加または本学会機関誌への論文掲載によるものとする。

学術集会および教育的企画への参加

(1)日本高血圧学会年次学術集会への参加		10単位
(2)日本高血圧学会臨床高血圧フォーラムへの参加		8単位
(3)国際高血圧学会への参加		10単位
(4)日本医学会総会への参加		5単位

(5)日本医学会加盟およびそれに準ずる学会の年次学術集会で本学会の認めるもの	日本内科学会 日本循環器学会 日本内分泌学会 日本心臓病学会 日本糖尿病学会 日本腎臓学会 日本脈管学会 日本成人病（生活習慣病）学会 日本動脈硬化学会 日本脳卒中学会 日本心血管内分泌代謝学会 日本透析医学会 日本老年医学会 日本神経学会 日本循環器病予防学会 高血圧関連疾患モデル学会 日本妊娠高血圧学会 日本脳血管・認知症学会 日本心血管インターベンション治療学会	3 単位
(6)高血圧に関する国際会議で専門医委員会が認めるもの	American Heart Association European Society of Hypertension American Society of Hypertension European Society of Cardiology AHA Council for High Blood Pressure Research Asian Pacific Society of Hypertension 日・中・韓合同高血圧シンポジウム	5 単位

論文発表の場合：当該部分の別冊またはコピーを提出

(1)日本高血圧学会	日本高血圧学会機関誌 (Hypertens Res)	筆頭者 10 単位
(2)高血圧学に関する他誌への掲載論文 本学会専門医制度委員会の内規で定めるもの		
関連学会	機関紙	単位 (筆頭者)
日本内科学会	Internal Medicine	5 単位
日本循環器学会	Circulation Journal	5 単位

日本内分泌学会	Endocrine Journal	5 単位
日本心臓病学会	Journal of Cardiology	5 単位
	Journal of Cardiology Cases	5 単位
日本糖尿病学会	糖尿病	3 単位
日本腎臓学会	Clinical and Experimental Nephrology	5 単位
日本脈管学会	脈管学	3 単位
日本成人病（生活習慣病）学会		
日本動脈硬化学会	Journal of Atherosclerosis and thrombosis	5 単位
日本脳卒中学会	脳卒中	3 単位
	Journal of Stroke and Cerebrovascular Diseases	5 単位
日本心血管内分泌学会		
日本透析医学会	日本透析医学会雑誌	3 単位
	Therapeutic Apheresis and Dialysis	5 単位
日本老年医学会	日本老年医学会雑誌	3 単位
	Geriatrics & Gerontology International	5 単位
日本神経学会	臨床神経学	3 単位
日本循環器病予防学会	日本循環器病予防学会誌	3 単位
高血圧関連疾患モデル学会		
日本妊娠高血圧学会	日本妊娠高血圧学会雑誌	3 単位
	Hypertension Research in Pregnancy	5 単位
日本脳血管・認知症学会	Vas-Cog Journal	5 単位
日本心血管インターベンション治療学会	CVIT official journal	5 単位
	Journal of Hypertension	10 単位
	Hypertension	10 単位
	Journal of American Society of Hypertension	10 単位
	American Journal of Hypertension	10 単位
	Clinical and Experimental Hypertension	10 単位
	Journal of Clinical Hypertension	10 単位
	Journal of Human Hypertension	10 単位
	Blood Pressure	10 単位

認定更新に必要な単位は資格認定から最終年 10 月 31 日までのものとする。